

平成27年9月25日

保護者の皆様へ

福島県立塙工業高等学校長 佐川 尚史

正しい制服着用と衣替えに伴う冬服への切り替えについて

日頃より学校に対する格段のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、裏面別紙「高校生の制服の適正な着用に向けた取組みについて」のとおり、本年度2回目の県下一斉服装指導が実施されます。本校においても1年生を対象に「制服着こなせセミナー」等を実施するなどして、普段から塙工生らしい制服着用を指導しており、ほとんどの生徒はきちんとした服装をしています。

教員からの指導だけではなく、生徒間で身だしなみを指摘しあう「みんなで面接官デー」を10月6日に実施いたします。合い言葉は「いつでも面接試験に行ける服装・頭髪・態度」として、生徒それぞれが採用担当の面接官になったつもりで、身だしなみ、あいさつ、言葉遣い、生活態度や学習態度をチェックし、お互いに指摘し合う取り組みをいたします。今後とも生徒自身の自覚を促すよう学校としても指導してまいります。これを機会にご家庭でもお子様の制服の着こなしについてお話し合いをしていただければ幸いです。

また、10月1日より衣替えとなり、制服が冬服に切り替わります。つきましては下記のように服装の指導をしていきますので、ご家庭での徹底したご指導とご協力をよろしくお願いいたします。

◆10月1日～：本校指定の冬服を着用させてください。

- ・ズボンの腰ばきやスカートまくりをしないこと。
 - ・学生服やブレザーのボタンをきちんと掛けて着ること。
 - ・ズボンやスカートから、シャツやブラウスを出さないこと。
 - ・女子は必ずリボンを付けること。
 - ・セーターやカーディガン類の着用は、基本的に冬期間の防寒具として認められています。
着用する場合はグレー・ベージュ・白・黒・紺色の範囲とし、制服からはみ出さないものとする。
 - ・変形制服の禁止
 - ①学校指定の制服を変形しているもの。
 - ②他人の制服を譲り受けているもの。
 - ③著しくサイズが体に合わないもの。
 - ④ズボンの裾を故意に破り、修繕する意志がないもの。
- 違反した服は生徒指導部がお預かりすることになります。

※校則に違反して登校した生徒に対しては、場合によって「直してから再登校させる指導」を実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。